

日本弁護士連合会 御中

電磁波等エネルギー兵器による犯罪の被害者、及び組織的嫌がらせの被害者の人権救済を求める要望書

### 要望の趣旨

私ども STOP エレクトロニック・ハラスメントは、電磁波等の不可視媒体を人体等に意図的に照射するエネルギー兵器による犯罪（エレクトロニック・ハラスメント）及び、組織的な監視及び嫌がらせ（集団ストーキング）の被害を解決するため、両犯罪の調査及び問題の社会周知活動に励んでおります。これらの犯罪被害者たちは警察を始め行政や立法機関に対する長年の訴えにも関わらず、エネルギー兵器による犯罪を立証する技術的困難さ、犯罪被害の内容が統合失調症の諸症状と類似するように調整されている両犯罪の性質、犯罪技術に関する情報の取得の困難さなどの諸理由から、人体の保護と救済を国から得られず、解決のできない一方的な苦境を耐えかねての自殺を含む、極めて非人道的な状況が続いております。

つきましては、エレクトロニック・ハラスメント、集団ストーキングの被害者の窮状をご理解頂き、同犯罪被害者の人権救済と問題の解決を図るための要望を致します。

要望項目1 本要望書によるエレクトロニック・ハラスメント、集団ストーキング被害者の訴えに対して、人権救済申し立ての事件として調査を行い、調査結果に基づいて、国に対してこれらの犯罪の調査と解決を促す警告を出してください

要望項目2 エレクトロニック・ハラスメント、集団ストーキングとその被害者の状況を理解し、法的な助言を行うことができる弁護士を用意してください

要望項目3 エレクトロニック・ハラスメント、集団ストーキングを効果的に処罰するために必要な刑事政策や法規制の見直しについての研究を行い、その研究結果に基づいて国に対する警告を出してください

要望項目1 本要望書によるエレクトロニック・ハラスメント、集団ストーキング被害者の訴えに対して、人権救済申し立ての事件として調査を行い、調査結果に基づいて、国に対してこれらの犯罪の調査と解決を促す警告を出してください

#### (1) 被害内容

電磁波等不可視媒体を利用したエネルギー兵器による犯罪（以下、エレクトロニック・ハラスメント）の被害について当会がこの要望書で示すことができる内容は、公開されている資料、及び国内外の同種の被害内容を訴える人々との交流から得られた被害証言に基づいている。現在この犯罪の統計資料として利用可能なものに、同犯罪の被害者組織の一つである特定非営利法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク（東京都千代田区）が入会者に対して行っている被害に関するアンケートの集計があり、同団体に退会した会員の分も含めて1700人分の調査が同団体のウェブ・サイト（<https://www.tekuhan.org/>）で公開されている。このアンケート集計に基づき、エレクトロニック・ハラスメント被害（同団体の表現では「テクノロジー犯罪」）の症状の内最も多いものを順に5つ挙げると「考えが読まれている」「睡眠妨害」「音が聞こえる」「声が聞こえる」「頭の締め付け・しびれ・痛み」となっている。これらの被害の訴えは主観的かつ大まかな分類であり、例えば「睡眠妨害」の中には、就寝時に遠隔的に痛みを与えられて眠りが妨げられる、心臓の鼓動が急に活発になり眠りに落ちることができない、意図的に起こされた物音により眼を覚まされる、など複数の手法による結果が混在していると考えられる。同様

に「考えが読まれている」という訴えも、痛み等の被害症状を始め様々な犯罪の結果生じていると考えられる現象の発生と停止や強弱が被害者自身の様々な思考や行動に対して適切に切り替わるので考えが読まれていると考えられる、という推測、眠りに落ちるその瞬間に繰り返し物音を起こされて目を覚まされることから脳の活動状況をモニターされているとの推測、発生源がないにもかかわらず自分に話しかけてくる声（以下、声被害）があり、その声が自分が考えている内容を理解して的確に話しかけてくるので思考内容が読まれているとの推測、など様々な推測の結果が混在する。「音が聞こえる」「声が聞こえる」に関しては、録音機で録音できる空気振動としての音による騒音等の被害と、発生源が特定できず録音も不可能な、空気振動ではない形の音認識による被害がある。「頭の締め付け・痺れ・痛み」の形も同様に多様な症状と現象をまとめた表現である。また、「音が聞こえることで睡眠が妨害される」など、各項目は相互に重なり合っている部分もある。

一方の組織的な監視及び嫌がらせ被害（以下、集団ストーキング）の被害内容についても同団体のアンケートの中から多いものから5つ挙げると（同団体の表現では「嫌がらせ犯罪」）、「盗聴」「人によるつきまとい」「盗撮」「車によるつきまとい」「隣人の不審な動き」となっている。集団ストーキング被害者の訴える「盗聴」と「盗撮」の訴えは、基本的に盗聴器や盗撮カメラが発見されることによる被害の訴えではなく、隣人や職場の人間、通りすがりの人間などが、自分の言動について把握しているかのように特定の情報について囁いたり会話に混ぜることで知らせてくる（以下、仄めかし被害）ため、盗撮、盗聴されているとしか思えないという訴えや、エレクトロニック・ハラスメント被害の一つである声被害の声によって話される内容が自分の見ているものや言動を把握している、という意味で訴えられている場合が多い。一方の「人によるつきまとい」「車によるつきまとい」は、例えば自分が出かける先々にいつも同じ人が現れ、自分に対して踊って見せるなどの奇異な動作を示して監視していることを知らせる手法や、見知らぬ人間様々な場所で、例えば対象をじっと見つめてから笑って次に携帯電話を見るなど、特定の動作をするために監視されているとわかる（以下アンカリング）手法によってそのように訴えられることが多い。「車による監視」も特定の車を路上で繰り返し見かけるといふもの、防犯パトロールカーとの遭遇回数が異常に多いという訴え、車を運転している最中、ある場所に行くには敢えて遠回りの道を選んでも同じ車が後ろをついてくる体験など、様々な現象の結果による訴えが混在する。一方で、被害者が監視されていると理解することにより精神が追い詰められた結果、一般の人や車の存在、それらの動きを、あたかも自分を監視しているものと誤ってとらえてしまうことによる訴えも含まれていると推測される。「隣人の不審な動き」も同様に、例えば、定まっていない時間にほぼ毎日ジョギングに出かける被害者がいるとして、ジョギングに出かける際におよそ10回中8回程度は隣の家のも車もそれに合わせるかのように出発するなど、もし偶然であればあり得ない程低い確率でしか起きえない繰り返しの行動や、「人によるつきまとい」と同様何らかの仕草、あるいは仄めかしを用いて監視を知らされた結果の訴えである場合が多い。

エレクトロニック・ハラスメント、集団ストーキングの2つの犯罪形態は、使用されている技術や手法には違いがあり、法的な側面を考えれば別個に対処する必要があるものの、例えば、近隣住民による騒音を耳栓やイヤーマフラーで防ぐと遠隔的に痛みを与える攻撃に切り替わるというような一体的な運用、あるいはタイミングをはかった騒音も部屋の中にいる被害者を壁透過レーダー等を用いてその行動を把握しない限り実行が難しいと思われる部分があるなど、事実上一連の犯罪であると推測できる。また、そのどちらの形態による被害も、警察や他の機関に被害を訴えた際に、その多くは統合失調症の症状である幻覚や妄想と類似しているため、そのようにとらえられる、ということを用意的に狙っているという意味で類似の犯罪と表現できる。これが2つの犯罪をここで同時に扱う理由である。

まとめとして、この要望書で訴えられている犯罪とは組織犯罪であり、殆どの場合何年という長期にわたって続くものである。被害者となった人物は、その居住地域や職場等において監視の実行を知らせる人物たちが現れると共に、騒音や個人的な情報の仄めかし、その他様々な嫌がらせにより精神を錯乱、消耗させられる。また、電磁波等の媒体によると推測される兵器で、痛みや不快感、音声などを含む5感情報が与えられることで絶え間なく苦められ、社会生活を破壊させられる。その被害を捜査機関や医療機関など他者に訴えると、その症状の類

似から統合失調症ととらえられる可能性が高いような手法があえて用いられ、そのことにより社会からの隠蔽が可能となっていると推測される犯罪である。

個々の被害者のケースについては当会のウェブサイト (<http://stopeh.org/wordpress/>) に掲載された録音証言から知ることができる。

## (2) 犯罪技術

エレクトロニック・ハラスメントとは、電磁波や音波等を用いて心身に疾患を与える続ける攻撃行為、レーダーやGPS等を用い対象を絶えず追尾し、位置情報だけでなく様々な生体情報や攻撃行為の反応を取得し解析する監視行為、対象のPC等の電子機器を破壊したり誤作動を起こさせるなどの電子機器に対する攻撃行為を合わせた一連の犯罪行為に対する表現である。また、その被害者の中には化学物質の散布など化学的な方法による攻撃を訴える者もあり、幅広く市民が対処できない高度な技術による犯罪に対して用いられる場合もある。

それらの犯罪を可能にする技術に関して、得られる情報が極めて限られていることから、確信をもってその兵器の詳細を説明することは一般人である被害者側には困難である。

従って以下の説明は、この犯罪を可能にする技術について、様々な文献にあたることで研究を行った結果幾つかのアイデアを与えるに留まる。この要望書で訴えられている犯罪とその技術の存在は、(3)で主張されている被害の物的性質と合わせて考える必要がある。

### A: 高出力エネルギーによる直接攻撃

高出力のマイクロウェーブを人体に照射することで、様々な疾患を引き起こすことが出来ると考えられる。電磁波の性質から、皮膚に対する攻撃だけでなく、直接脳や臓器等の体内の器官に対して攻撃が可能になると考えられる。使用機材としては大型のものから手で持ち運べるようなものまで様々な考えられる。例えばレイセオン社等が米軍のために製造しているアクティブ・ディナイアル・システムは、車載式の大型のアンテナによって高周波帯域であるミリ波を照射することで皮膚を瞬時に熱して痛みを与えるというもので、暴徒鎮圧などの目的で軍などに導入されている。これは電子レンジと同様の電磁波の熱効果によるもので、電磁波の極性の変わる磁界要素により、照射を受けた分子の配列が高速に変わり摩擦によって熱が起きる。ミリ波のように非常に高周波の場合、人体はこの現象による熱上昇を痛みと感じる。また同社はこれをさらに小型化した武器も製造している。他にも、指向性超音波を利用して特定の人間に音声を送り込む武器などが治安活動に実用されているが、こういった殺さず痛みや圧力を与える武器は非殺傷性武器呼ばれている。遠隔的な痛み及び、突然体が熱く感じられる現象は、様々な場所での音の発生はエレクトロニック・ハラスメント、集団ストーキングの典型的被害である。

### B 信号波によって変調した電磁波等で神経等に対して行なう攻撃

一方、電磁波の熱効果と違い、統一した研究者の意見が形成されてないものの、低強度の電磁波を照射することによっても、様々な非熱的生体効果を起こせると考えられている。このような電磁波が使用されたと言われる攻撃として有名なものに、1960年代から相当期間行われていたと考えらる、ソ連のモスクワにあるアメリカ合衆国大使館に対するマイクロ波ビームの照射事件があり、大使館員やその家族に、眩暈その他の短期的な症状から、重い病気まで心身に様々な影響のあったことが伝えられているが詳細は公開されていない。その攻撃の結果アメリカ合衆国もまたこの技術の兵器的な側面を研究し始めたという指摘がある。電磁波兵器自体は冷戦期に東西両陣営で研究されていたと考えられる。電磁波の生体に対する非熱効果には様々なだが、例えば長期的な曝露は、免疫システムを壊して人体の様々な器官に悪影響を与えガンなど含む種々の病気を引き起こす可能性が指摘されている。

一方、人体の神経等の様々な器官は、その情報のやり取りに電気信号が関わっているため、ほんの微量であっても、人体に影響を与えるように適切に調節された電磁波は、人体に様々な効果をもたらす可能性があると考え

られる。例えば脳波（の基礎律動）はその周波数帯をによって、 $\alpha$ 波、 $\beta$ 波、 $\theta$ 波などとして、リラックスしている状態や、覚醒している状態、眠りに近い状態などを表していることは知られているが、マイクロ波の専門家としてイギリス軍諜報部 MI5 に勤務していたバリー・トロアは、特定の周波数が、「性的に興奮している状態」「酷く落ち込んでいる状態」を示している、というような研究も随分進んでおり、一方で脳波には外部からの周波数を追従してしまう特徴もあることから、「酷く落ちこんだ状態」の時に見られる脳波の周波数を人為的に組み込んだ電磁波を外部から照射することによって、照射された人間の脳波は電磁波の周波数を追従してしまう結果「酷く落ちこんだ状態」になる、というような感情の操作が可能であると証言している。数 Hz から数十 Hz の基礎律動と同周波数の電磁波の波長は長いため、これらの低周波数の信号で変調した波長の短く指向性の高い高周波マイクロウェーブビームを照射することで効果を得る。バリー・トロアはこのような技術も含めて技術開発や医学研究目的の市民を対象にした電磁波照射による人体実験の存在及び、諜報機関によるエネルギー兵器の秘密裏の使用についても証言しており、この人物の語る電磁波兵器による被害症状は、この犯罪の被害者の体験している現象とほぼ一致している。感情の操作はエレクトロニック・ハラスメント被害の訴えの一つである。

一方、エレクトロニック・ハラスメント被害者のおよそ半数は、発生源もなく録音もできない脳内音声により話しかけられる、という声被害を報告している。電磁波によって音信号を人体に送信する方法としては、パルス波を内耳の細胞に照射することで熱膨張により疑似音を聞かせるマイクロ波聴覚効果が知られており、これを応用したシステムの特許も取得されていることから、この技術の応用が一つの可能性として指摘できる。訴えられる被害は音声の送信だけでなく、映像等の視覚情報、臭い、味覚情報、触られる感覚などの触覚情報を含む、五感の全ての情報送信である。また皮膚が痙攣させられる、体の特定の部位に痺れを感させられる、心臓の鼓動を早められる、身体の一部が勝手に動くなど様々であり、人体の様々な部位の活動の操作が訴えられている。

これらの加害を可能にする技術には不明点が多く、推測の域を出ない。例えば神経細胞間の情報をシナプスでやり取りする時にそのきっかけとなる電位を、外部から電磁波照射によって操作することにより偽の神経伝達を起こさせる説や、サイクロトロン共鳴など、核物質がその電磁波と影響して持つ固有の振動数を利用して影響を及ぼす等の説である。その照射する電磁波＝搬送波を、筋肉の運動や、痛み等の感覚、音声、あるいは視覚画像などの主に人間の神経細胞で処理される信号情報で変調して、適切に調整された搬送波を脳やその他人体の各部位に当てることで、様々な感覚情報の送信や筋肉の操作が可能になるという考えである。

一般に知られている科学的見解から実現が難しいと考えられるものに、「思考が読まれている」という被害がある。その訴えの根拠は（1）に示したが、MRI 等の脳の近接から発する磁場を用いたり、電極を脳や脳に近い皮膚につけることで脳内情報を取得する方法は一般にも知られているが、被害を訴える者の周りにはそのような機械は存在しない。推測される技術の一つは、米国特許 3 9 5 1 1 3 4 号に示される技術で、これは電磁波の束を脳に当て、脳の活動電位で変調された電磁波を別のアンテナで取得、解析をするという脳情報の読み取りと、そのように取得された脳情報を用いて、誘導したい情報信号をそれに加えた電磁波の束を対象の脳に照射し、対象の脳のコントロールを行うという2つのことに関する技術である。これは、頭の中に聞こえる声被害の声と会話ができるという被害者の訴え、音声以外の様々な感覚情報が読み取られると共に送信されるという訴えに対する一つの技術的説明である。

また、脳に当てた電磁波の反射波により直接情報を取得するのではなく、発見が困難なナノインプラントを人体に秘密裏に入れ、それをアンテナとして脳や生体情報を取得しているという仮説も存在する。

いずれの説も、取得された情報は、活動電位等が何を示すかについての情報が蓄積されたコンピュータによって解析され、そのコンピュータからのフィードバックによってリアルタイムの電磁波通信を被害者間で行い、その状態を被害者が様々な場所に移動しても可能とするためのレーダーや GPS 等を使用した追跡システムまで考えると大変大規模かつ高度なシステムの存在が推測され、その場合にはそのような犯罪を行うことのできる主体は限られる。

インプラントに関しては、外国の極めて少ない数の被害者ではあるが、視認できるサイズのものが医学的手段

で抽出されたケースが存在するため、エレクトロニック・ハラスメントに使用された実績があることは確かである。しかし視認できる大きさのインプラントが抽出されることはまれであり、X線写真等で異物の存在が認められても抽出しない限りその正体はわからない。

電磁波による非殺傷兵器についての信用できる資料の一つとして、アメリカ合衆国において同国の情報公開法に基づき2006年に陸軍から機密解除された開示文書「特定の非殺傷兵器による生体効果」には、電磁波の人体に対する影響として、熱効果と非熱効果の双方を利用した武器に関する研究が幾つか述べられている。例えば、体温を上昇させて人を無力化する、脳の温度を上げ作業記憶の妨害や見当識障害を起こす、聴覚に関連する神経を刺激して音を聞かせる（マイクロ波聴覚効果）、電磁パルス波によりシナプスを刺激し、てんかん発作等の神経疾患を起こさせる、などの可能性であるが、これらの電磁波の生体効果によって起こされる可能性があるとされる各症状は、エレクトロニック・ハラスメント被害者の報告する被害内容と類似するものである。

一方、集団ストーキングの技術に関しては既に（1）で述べた監視行為を知らせたり、仄めかしによる嫌がらせの他にも様々な手法が存在する。それらの一連の手口は心理学的によく練られておりガスライティングと呼ばれることがある。この用語は『ガス灯』（1941、アメリカ）という、夫がブローチや絵などをわざと隠して、それを妻のせいにして責めたり、ガス灯の光をおかしくさせたりして、妻を精神的に追い込んでいくというプロットの心理サスペンス映画から取られているが、被害者の身の回りにわかりにくい嫌がらせを数々起こし続けて、それを他人に訴える被害者を頭がおかしいなどのレッテルを貼ることで精神的に追い込むことを主に意図している。多数の被害者が、同様の手口の被害を報告しており、海外で出版された、Gaslighting: How to Drive Your Enemies Crazy” Victor Santoro (1994)という加害者のためのマニュアル本も存在する。

よく報告される典型的な被害例としては、

- 不在時に家宅侵入されて、衣服にインクのしみを付けられる。
  - 使用中の食料（調味料、乾燥食品そのほか）に異物を混入される。
  - 家の中の物の位置が変わっていたり、物がなくなり、別の場所から別の日に出てくる。
  - 被害者が家の中を動くたびに、その場所に会わせて、階下や階上の部屋、あるいは隣の家や部屋などで、近い場所であからさまな音を立てる。
  - 眠る、作業する、などの行動にタイミングを会わせてそれを妨害するために、車や玄関のドアの開閉を繰り返して、騒音妨害行為を行なう。
  - 郵便受けから、郵便物を盗む。
- などがある。

これらは単独でも程度は出来る加害行為だが、集団で組織的に行なわれるものも様々に報告されている。

- 路上で、すれ違う人、自転車、車などが、ぶつかりそうなくらい接近してくる。
- 行く先々で、複数の人間が、被害者にわかるように共通の行為、例えば、携帯電話をぱちぱちと開閉する、咳払いをするなどの行為を繰り返し、監視していることを伝えてくる。
- 被害者の個人情報や、前日に経験したことを、路上や職場その他様々な場所で、知り合いや、逆に全然知らない人間が会話などに混ぜて仄めかしてくる。

色々な被害があるものの、玄関先に汚物をぶちまけるなど、他人から見てあからさまに嫌がらせをされているとわかる被害は殆んどない。その理由としては以下の3点が指摘できる。

1. 被害者自身が、身の回りの不思議なことが何故おきているかわからず、精神的に追い詰められる。
2. たとえ被害者が、自分が集団ストーキングを仕掛けられているとはっきり認識したとしても、個々の被害はあたかも偶然に起きる可能性があるように見え、そして故意に複数の人間に嫌がらせを受けるとするのは理解されにくいいため、被害者が他人に組織的嫌がらせ被害を訴えると、「気のせい」「気にし過ぎ」と言われるだけか、さらに言い張れば統合失調症による妄想とレッテルを貼られる可能性が高い。

3. 法的に有効な証拠をとって、個々の被害と、加害者を結びつけることは難しく、警察に被害を訴えても取り合ってもらえない。

このような形で、日々様々な形の嫌がらせが自宅近隣、職場、出かけた先などでも、実行可能な形で工夫して行なわれ、被害者によって事実上365日、24時間、監視と加害が行なわれていると訴えられるような状態になる。個々の被害は限定的であっても繰り返される嫌がらせによって累積する、時間的、金銭的、心理的負担は小さくない。

一方、(1)で述べた様に、この集団ストーキングは、エレクトロニック・ハラスメントと一体となって行われることが多く、監視や嫌がらせのタイミングやその他の必要情報知るためにも高度な技術が用いられていることが推測される。海外の告発者としてCIAを始め複数の国の諜報機関等に雇われてガスライティングに相当する工作を行っていたカール・クラークの証言によると、家宅侵入して物の位置をずらす、などの錯乱工作を本人が行っていた一方、工作部隊の別部署では、レーダーで対象を追尾して、マイクロ波照射等によって攻撃をするというエレクトロニック・ハラスメントに相当する行為をおこなっていたという。この証言の真偽を確かめることは当会の能力を超えるが、その証言内容は当会会員に起きていた様々な現象とよく似ている。

このように専門的な作業員による集団ストーキングの実行が考えられる一方、被害を訴える人間の近隣住民を含め、一般市民の監視や嫌がらせ行為に関する関与も行われている。これらの監視・作業員を獲得する方法は不明であるが、様々な嘘や密告、欺瞞工作を行ったターゲットの貶めキャンペーンが利用されている可能性が指摘されている。例えばガスライティングのマニュアル本“Gaslighting: How to Drive Your Enemies Crazy”では、本全体の半分以上がこのような貶め工作の戦術の説明に費やされているため、そのいくつかの手法をこの本から引用する。

(引用始まり)

#### ①職場で

- ターゲットのデスクにホモセクシャル、ボンテージ、あるいは勤め先企業のカルチャーに反した政治的な出版物などを置いて、他の人に発見させる。
- 女性協力者に、ターゲットとデートに行かせて、様々な異常な行為を目にしたという嘘の噂を流させる。
- ターゲットの上司に、ターゲットの借金、離婚歴、犯罪歴などマイナスになりそうな書類のコピーを匿名で送る。
- ターゲットと取引先のアポイントメントの日時を、偽のメールで勝手に変更する。
- ターゲットの上司に対し、匿名でターゲットが別の会社の面接を受けているという嘘のメールを送る。

#### ②近隣住民に対し

- ターゲットの正しい名前と、間違った近隣の住所をタイプしたラベルで猥褻な印刷物を送り、発見させる。
- ターゲットの名前で電話して、例えば新聞の配達が遅い、あるいは届いていないなどと嘘の苦情を繰り返して言い続けて、問題人物に思わせる。
- ターゲットのカメラで猥褻なものを撮影して戻し、現像する写真屋に発見させる。
- ターゲットの名前で、ターゲットの隣の家の人間に(ステレオなどが)煩いと電話したあとで、ドアにものを投げつけて、危険人物に思わせる。

#### ③警察に対して

- トイレの壁に、ターゲットの名前と電話番号、年少者に対して電話をかけてくるように誘うメッセージを書いておく。
- 匿名で、ターゲットが犯罪に関わっていることを警察に電話や手紙で密告する。
- ターゲットの名前で、自分の車が盗まれたという嘘の通報を公衆電話からする。

○ターゲットの車のナンバープレートを別の車のものと付け替える。

(引用終わり)

この本の中には、具体的な欺瞞工作のための偽メール文面例なども含めて、様々な方法が説明されているが、ターゲットを性的に問題のある人間、犯罪者や危険人物のように見せることがその狙いである。もしこのような工作が被害者の背後で行われて、それによって監視や加害行為の正当化や監視要員の勧誘が行われていたとしても、被害者がそれを知ることは容易ではない。

嫌がらせ被害は、被害者が我慢できずに引越しを行なっても、やはりその引っ越し先で繰り返されることが報告されている。従って、加害者たちが皆被害者に合わせて転居するとは考えにくい。広域的な加害のネットワークが存在すると推測される。

地域の危険人物をガスライティングの手法で攻撃するという自警団じみた組織に関して、アメリカで本職は警察官の人物が私的な調査として複数の組織に潜入調査をした例があり、その結果が書籍として出版されているが、現在は絶版で入手できない。その報告によると、職場に不満を抱えているブルーワーカーや、若者、あまり生活に満足していない人間などの自尊心を刺激して加害者をリクルートし、その組織の主義に合わせて、例えば中絶反対組織なら中絶をするクリニックやその従業員をターゲットにしたり、反社会的組織なら自分たちの主義と合わない公務員をターゲットにして嫌がらせ攻撃する一方、時には企業から金で請け負ってターゲットを決めたりとビジネスにもなっている。手法は、ターゲットのすぐ隣や近所の部屋に、欺瞞工作や脅迫、便宜供与によって拠点を確保し、24時間監視と嫌がらせを仕掛けるというもので、日本の被害者が訴える集団ストーキングの形によく似ている。

また、国内の情報としては、会社の法務部が、解雇したい職員に対して、宗教団体に依頼をして、仄めかし等の嫌がらせ行為を行わせ、会社の産業医がその職員の訴えをもって精神疾患へと誘導する、というケースが報道されている。(日刊サイゾー「オリンパス事件は氷山の一角 現役産業医が語る「リアルでブラックなクビ切り術」」 [https://www.cyzo.com/2011/10/post\\_8912\\_entry.html](https://www.cyzo.com/2011/10/post_8912_entry.html))

以上から、この犯罪の手口の全容は未だ明らかではないが、確かに存在する犯罪である。必要なことは、そのような犯罪を個々の被害者が受けているということの証明の方法と、それによって監視と嫌がらせを終わらせることであり、そのためにはこの犯罪の総合的調査が不可欠である。

### (3) 犯罪被害の主張の根拠

(1) に記述されているエレクトロニック・ハラスメントの各被害内容は、幻覚や妄想など統合失調症の症状と一見似ている。また、痛みやその他の身体的症状も、医学的な理由から生じる場合がある。しかし、(2) で論じたような技術と手法により物理的かつ意図的な攻撃が加えられた結果であることを示す根拠がいくつかある。

まず、報告される遠隔的な被害は物理的手段で緩和が可能である。例えば複数の被害者が、どこへ移動しても聞こえる脳内音声を鉄板で遮断した。これは移動のできる数ミリの鉄板でベッド等を囲い、厚さを増すために何枚も重ねることで可能になった。鉄板が薄いと照射する電磁波の強度を強めれば減衰しても貫通が可能である。一方で掃除ロッカーのような金属製の箱型の物に避難したために、貫通のために強度を強めたと思われる電磁波により皮膚痙攣等の後遺症が残る程の攻撃を受けた被害者も報告されている。金属以外にも革製の衣服、ゴムや化学繊維の素材によってつくられたものを着用したり、遮断のために用いることによって、痛みやその他の症状が緩和することが報告されている。また痛みの攻撃の一部に関しては移動によって即座に消えることが報告されている。しかし、移動先でとどまっていると痛みがまた始まることから、被害者を追跡し再び照射を行っていることが推測できる。また、屋内配線をテーブルタップ事引き抜いて瞬時に痛み等の被害を消したり、ブレーカーを落とすことで被害症状を緩和させたケースもあることから配線も攻撃に使用されていると考えられる。これらのことから被害症状は外的な原因によるものと推定できる。

次に、被害者たちは様々な形で加害波の測定を試みてきた。スペクトルアナライザー等の使用により加害波を

周波数を特定することは困難であることが分かっている。しかし、電界の測定により、通常存在するはずのない異常な強度の電界の存在を被害者の周りや被害者宅内で測定したケースが多数ある。超音波が記録されたケースもある。複数の被害者の電界の変化を測定した結果、極めて類似のパターンを記録しているケースもある。

3点目に、被害症状の起きるタイミングが挙げられる。例えば痛みを与えられる被害を受けている被害者がいるとして、その被害者にとって社会的に必要な仕事や学習をしている時に激しい痛みを感じ、作業を止めると痛みがやみ、また作業を始めると痛みが始まるなど、被害者の行動によって攻撃の強弱やあるなしが完全に切り替わることで事実上の行動変更を余儀なくされることが、報告される被害の基本形である。これが被害者によってこの犯罪がマインドロール被害と呼ばれることも多い理由であるが、これは電磁波過敏症等のアレルギー症状やその他の医学的症状としては全く説明のつかない現象である。さらに、声被害を受けている被害者の中には、被害者の言動に応じて何故被害者が攻撃されるかを説明されてから痛み等の攻撃を与えられたることもしばしばある。そして、被害者たちがこの犯罪を世間に訴える活動に対してはことごとく激しい攻撃を与えられ、また声被害によってもそうしないように脅されるなどの事実上の口封じに合っている結果、被害が酷くなるのでこの犯罪を訴えることができないと断念しているこの被害者の多いことが、この犯罪が解決へ向けた有効な活動がなされない主な理由の一つであり、何百あるいは何千という数の人権をはく奪された人間がいながらその情報が社会に未だ広まっていない仕組みでもある。それらはその現象が意図的な攻撃であることを示している。

4点目に、嫌がらせ被害については、騒音や家宅侵入の痕跡、監視を知らせるための様々な挑発行為などは、違法性を問うことは難しいが、偶然の現象ではありえない。それらを勘違いや統合失調症による妄想の結果であると考え、物的な証拠の収集や記録をもってすれば否定が十分可能であるが、多くの被害者が日々変化する様々な被害を根気強く効果的に長期に渡って記録し、証拠収集することに困難を感じており、有効な記録と証拠どりの方法は私たちが弁護士に助言を求めたい点の一つである。

5点目に、私たちのエレクトロニック・ハラスメントによる被害症状が、(2)で扱った海外の開示された公的な文書からわかる非殺傷兵器によって引き起こされると想定される症状や告発証言に描かれたマイクロ波兵器による症状と酷似している点、集団ストーキングによって起きている現象が、ガスライティングの手法そのままである点などが指摘できる。

さらに、当会がエレクトロニック・ハラスメント及び集団ストーキングと呼んでいる犯罪の被害と全く同様の被害は世界中で報告されており、被害者団体も組織されている。英語ではエレクトロニック・ハラスメントは electronic harassment、集団ストーキングは organized stalking と呼ばれることが多いが、それらの海外の被害者の経験や測定と記録の結果も、当会の見解と概ね一致する。

以上を全ての点は、この被害者に起きている被害が物理的かつ意図的な攻撃によるものであることを示しており、そのように考えることが科学的かつ合理的である一方、統合失調症による幻覚や妄想、医学的な理由による症状ととらえると多くのことが合理的に説明がつかない。

しかし、そのような犯罪被害を示す状況証拠がありながら、加害行為と被害を結びつける物的な証拠をとることができないため、捜査機関によって犯罪の捜査がなされることが未だない。主に以下の3点が、この犯罪の刑事告発や捜査の開始を困難している。1つ目に加害波の特定が技術的にできない。加害波の特定とは、被害者に被害を与えている加害波の周波数及び方向を特定し、発信源を特定することである。2つ目に、エレクトロニック・ハラスメントの痛み被害や、声被害を含む5感情報の送信被害は、診断書の形で示せる医学的痕跡を残さない。集団ストーキングにおいても、家宅侵入してシャツにしみを付けたり、物の位置を一部動かすなど、一般に犯罪被害とみなされないような内容で被害事実を主張しにくい。組織的な監視自体もそれ自体違法行為ではない。3つ目にこの犯罪技術や犯罪手法に関する情報が社会に周知されていないことによる警察を含む諸機関の無理解がある。それらの結果、警察は捜査の端緒を被害の訴えから見つけず、被害者は一方的な被害を受け続けることになる。犯罪被害とみなされない数々の訴えは、多くの場合には統合失調症による幻覚や妄想とらえられることになる。

注意すべき点に、これらの犯罪について被害を訴える人間の記述や発言を参照する際、その多くはインターネット上のウェブサイトやブログでの被害の訴えに顕著であるが、数々の合理性を書く記述がみられるはずである。しかしながら、その多くは被害者がそのように発言するようにマインドコントロールを受けている結果であると推測できる。その手法の一つの例を挙げれば、ある痛みと声被害を受けている被害者がいるとして、その被害に苦しむ人がある日怪我をして赤チンを膝に塗ると痛みの被害が突然なくなったとする。頭の中の声も、赤チンは被害を失くしてしまう効果があるので使われると困ると騒ぎだす。それでその被害者は痛みの被害を受けるために赤チンを塗り、そのたびに痛みの被害がなくなる。その被害者は理屈は不明でも赤チンによってエネルギー兵器による攻撃が防げると固く信じるようになり、他の被害者にもそう伝え、ブログ等でもそう書くようになる。そのような形で被害の緩和方法に限らず、犯罪主体や犯罪の背景、犯罪技術など様々な事に関して、非合理的非科学的なこと、差別的なことなどを信じ、発言するようになってしまったケースは枚挙にいとまがない。多くの被害者の報告から、事実上全てのこの犯罪の被害者が程度の差はあれマインドコントロールを受けていると推測できる。従って、現実にそぐわない前提をもとに推測を行い、誤った結果を信じている状態を精神病の症状の一つである妄想と呼ぶならば、この犯罪の被害者の多くが、ある程度精神病の症状を抱えていることは否定はできない。しかしながらそれはこの犯罪被害の原因ではなく、意図的に作られた結果であるため、医学的治療によって解消はできない。

さらに、被害者を装う作業者が、統合失調症を思わせるような非合理的な主張を被害者団体やインターネット上で主張する可能性も十分に推測される。被害者を統合失調症と思わせることがこの犯罪の隠蔽の要であると考えられ、そのために犯罪主体が相当の資源を注いでいると推測できる。そのようなマインドコントロールを解くことができないのは被害者側の力不足ではあるが、被害者たちの非合理的な発言や記述の存在もってエレクトロニック・ハラスメント、集団ストーキング被害者を統合失調症患者ととらえることはそのような理由から誤りである。しかしそのような説明を被害者が所轄警察などの警察官などに説明し捜査機関を動かすことは困難である。ここに、私たちが人権救済のための時間をかけた調査を要望する理由がある。

#### (4) 犯罪主体と犯行動機

(1) で述べた特定非営利法人テクノロジー犯罪被害ネットワークのアンケート集計によると、被害者によって犯罪主体と考えられているものは多い順に「隣人・知人」「新興宗教団体」「国家レベルの組織」「暴力団関係者」「勤務先」「マスメディア」「自衛隊」「在日米軍」となっている。これは個々の被害者による個人的な体験と、様々な情報源や他の被害者から得た情報からの推測の結果であると推測される。これらの加害主体と思われる主体が、過去にエレクトロニック・ハラスメントや集団ストーキングに関して裁判等で刑事罰を受けた実績があるわけではない。

「隣人・知人」と「勤務先」に関しては、仄めかし被害の仄めかしや、監視行為を知らせてくる相手、嫌がらせの主体が隣人や知人、勤務先の人間であったからという理由や、それらの人間とトラブルがあってから被害を感じ始めた、などの理由による推測である場合が多いと考えられる。「新興宗教団体」に関しても同様の理由からの推測であることに加えて、インターネット上にある情報や、他の被害者からの情報を根拠にした推測である場合が多い。「自衛隊」「在日米軍」「国家レベルの組織」に関しては、エレクトロニック・ハラスメントに使用される技術力の高さ、広域的かつ長期的な犯罪の実行及び隠蔽の難しさ、海外で現れているこの犯罪に関する告発者の証言内容や海外の同犯罪の被害者団体からのその他の情報、軍によるエネルギー兵器の研究の歴史や過去の人体実験の実績など様々な情報から導き出された推測である場合が多い。

次に、この犯罪の動機に関しても上記の様々な情報から推測による。特に、極めて長期間、特に社会的に地位が高いわけでもない一般市民に対して犯罪行為が行われていることの人的、財政的コストを考慮すれば、技術開発や医学調査目的の人体実験であるケースが強く疑われている。(2) で述べたようにそのような実験の存在を証言する人物もいる。また、被害が始まった时期的なタイミングから、様々な利害の追求や口封じのための攻撃

のケースも推測されている。そして多くの被害者が積極的にこの犯罪の解決のために活動を行うことに対してその妨害としての攻撃が与えられることを体験していることから、この犯罪自体の隠蔽を目的として加害行為が行われていることだけは確信をもって指摘できる。

さて、上に挙げられた様々な情報に加え、被害者の長年の訴えに対し、警察や政府が一切この犯罪に関しての対応を長年行ってこなかった不作為の事実を考慮すると、公的機関のこの犯罪に対する何らかの関与を疑わざるを得ない。一方で確かな物的証拠が何もないため、加害主体に対する判断を留保して、国による調査を求めるより術がない。しかしながらもし公的機関の関与がある場合、この犯罪を捜査機関が積極的に捜査しない可能性も高く、その場合にはその他の解決方法を模索する必要があるといことが、貴会に調査を要望する理由の一つである。

#### (5) 調査の必要性の根拠

(4) に示された様に、エレクトロニック・ハラスメント、集団ストーキング被害者は警察による保護や国による救済を受けられず、日本国憲法に定められた基本的人権をはく奪された状態にある。その状態が長年にわたり継続していることは大きな人権上の危機である。苦痛に耐えられず絶望した被害者による行動として、一つには多数の被害者による自殺が報告されている。

一方で追い詰められた被害者によると思われる殺傷事件も発生している。2011年に千葉県習志野市で男性がその母親殺害する事件が起きたが、被告はエレクトロニック・ハラスメントによって社会的能力を奪われて社会的引きこもり状態にあり、一方では加害の証拠をとるために様々な調査を他の被害者と協力して行っていた。また2015年には兵庫県で、エレクトロニック・ハラスメントを訴える人間が、犯罪にかかわっていると本人がみなした近隣住民を複数殺害する事件が起きている。例えばアメリカでも2013年に軍にエネルギー兵器で攻撃されていると訴える男が軍施設に乗り込んで多数の人間を射殺する事件が起きており、2014年にはエレクトロニック・ハラスメントと集団ストーキングに相当する被害を受けていると訴える弁護士が、その解決を訴えるビデオを自ら録画した後、世間の注意を引くために大学に乗り込んで傷害事件を起こし射殺されるという事件が起きている。これらの事件の真相は全て不明であるが、この犯罪における社会の無理解が被害者の絶望的行動を助長していることは指摘できる。

これは人権上の問題であるだけでなく、秘密裏に使用できるエネルギー兵器が存在し、それを国民が認識していないならば、安全保障上の大きな瑕疵になる。現在、2016年から始まったアメリカ合衆国の在キューバ大使館や在中国大使館員が遠隔的な方法で音の送信や脳の損傷も含む疾患を与えられている現象があり、その原因がマイクロ波兵器である可能性が高いことがマスメディアでも報道されている。エネルギー兵器の存在、市民に対する使用や開発における人体実験も含めて、その実態を国民が認知していないことは安全保障上の問題である。

以上の点から、エレクトロニック・ハラスメント、集団ストーキングの被害者の人権救済のための調査が必要なことは明白である。

#### (6) 人権救済のための調査の内容

以上の点を踏まえて、貴会がこの当会の訴えを人権救済の必要のある件ととらえ調査を行うことを強く要望します。調査手順として、まず貴会所属の弁護士による相当数の被害者の聞き取りを行ってください。私たちはその聞き取りの場を準備し、所持する様々な資料や情報を提供致します。各被害者もその所持する情報を提供するはずで、それらによって、人権の救済を直ちに必要としている人々がいることを理解して頂けます。

次に、財政的人的資源の乏しい当会が今まで行ってきた調査は限られたものであり、この犯罪や技術に関して文献や専門家、告発者等に当ることで情報収集を行ってください。また国の各部署に対しての関連情報を開示するように求めて下さい。貴会の総合的な調査の結果、無視することのできない人権侵害や安全保障上の問題が存在する可能性が高いと判断できましたら、その結果をもって直ちに国にこの犯罪について調査を行うように警告を

発してください。

要望項目2 エレクトロニック・ハラスメント、集団ストーキングとその被害者の状況を理解し、法的な助言を行うことができる弁護士を用意してください

エレクトロニック・ハラスメントや集団ストーキングの被害者は、多くの場合、効果的に他者に理解してもらうことの困難さから、有効な法的助言を弁護士から得ることができていない。さらに、これらの犯罪の非常に複雑な点を考慮すれば、被害者がこの犯罪についての知識を持たない弁護士に法的助言を求めた場合、非常に限られた助言しか得られないと推測できる。従って、要望項目1での貴会による調査と並行し、または調査後に、エレクトロニック・ハラスメント、集団ストーキングについての知識を備えた弁護士を当会に紹介してください。

当会や、各被害者が求める法的助言の内容としては、加害者に対する刑事告発や民事訴訟のための助言や弁護、当会がこの犯罪の解決を求めて行う可能性のある集団訴訟に関する助言、裁判で効力を発する証拠の収集の方法に関する助言、被害者としての困難に付随する様々な法的助言、情報公開請求に関する助言、これらの犯罪の処罰に必要な法規制や刑事政策に関する助言などが考えられる。

要望項目3 エレクトロニック・ハラスメント、集団ストーキングを効果的に処罰するために必要な刑事政策や法規制の見直しについての研究を行い、その研究結果に基づいて国に対する警告を出してください

エレクトロニック・ハラスメント、集団ストーキングのどちらも、有効に処罰するためには刑事政策や法規制の見直しが必要となる。例えば、エレクトロニック・ハラスメントに関して見直しが必要と考えられる点は、電磁等の媒体を他者に照射する行為やエネルギー兵器の所持、使用に関する法規制の整備が挙げられる。また、不可視のエネルギー兵器による攻撃の訴えに対し、何を捜査の端緒として捜査機関が捜査を開始し、またどのように刑事罰を問うために証拠を集めるか、という刑事政策の開発も必要である。広く考えれば、エネルギー兵器に限らず、市民にその加害行為の証明が技術的な困難な非常に高度な物理、化学、あるいは生物学的な技術を用いた犯罪を想定して、どのように市民を守るかという視点から、法や刑事政策の見直し必要がある。また、非同意の人体実験に関する、厳正な規制と監視体制、罰則の整備も必要と考えられる。

集団ストーキングに関しては、現在組織的な監視や嫌がらせを処罰する法律が必要である。一つの資料として、アメリカ合衆国の司法統計局が2006年に実施したストーキング被害に関する調査『米国におけるストーキング被害』によると、その年に報告された340万件を超えるストーキング被害の内およそ13%が加害者を3人以上と報告している。恋愛感情以外の動機に基づく組織的なストーキング被害が存在することに対して、法規制や刑事政策上の整備が必要と考えられる。さらに、集団ストーキングやエレクトロニック・ハラスメントの手法をよく考慮して、統合失調症等の精神病診断と措置入院を犯罪的に利用することの防止に関する施策も必要である。

これらの必要な刑事政策や法規制の見直しに関して、被害当事者と協力しながら研究を行い、その結果に基づいて国にエレクトロニック・ハラスメントと集団ストーキングを有効に処罰するために必要な警告を発することを要望します。

以上